

障害福祉サービス 内容

サービスの種類		内容	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	ヘルパーが、家で身の回りの手伝いをします (着替えや入浴の手伝い、食事の用意、部屋の掃除や洗濯の手伝いなど)	
	重度訪問介護	ヘルパーが、重い障害のある方の家で、日常生活や外出の手伝いをします	
	同行援護	視覚障害があり、移動に著しく困難がある方に、同行して外出の手伝いをします	
	行動援護	重い障害のある方のそばにヘルパーが付いて、安心して外出し、活動できるように支援します	
	療養介護	重い障害のある方が、入院して医療を受けながら、日常生活の手伝いを受けられます	
	生活介護	施設で、日中活動の支援を受けられます (食事・入浴・トイレの手伝い、作業など)	
	短期入所 (ショートステイ)	家族に用事があるときなどに、施設に短期間宿泊できます	
	重度障害者等包括支援	重い障害のある方が、生活するために必要なサービスを組み合わせて使うことができます (重度訪問介護と短期入所、生活介護と共同生活援助など)	
	施設入所支援	日常生活の手伝いを受けながら、施設で暮らすことができます	
訓練等給付	就労定着支援	就労移行支援などを使って就職した方の生活面の課題に対応し、必要な支援をします	
	自立生活援助	居宅で自立した生活を送るため、定期的な訪問や関係機関との連携などにより援助をします	
	自立訓練	機能訓練	体をうまく動かすことができるように訓練を受けられます
		生活訓練	地域での生活に困らないように自分で身の回りのことをする訓練を受けられます
	就労移行支援	会社に就職するための訓練を受けることができます。仕事探しの相談もできます	
	就労継続支援	A雇用型	雇用契約に基づき、生産活動の機会などの提供や知識・能力向上のための訓練を受けられます
		B非雇用型	生産活動の機会などの提供や知識・能力向上のための訓練を受けられます
	共同生活援助 (グループホーム)	障害のある方向士と一緒に暮らし、世話人がお金の管理や食事の用意などの日常生活の手伝いをします	
	相談支援給付	計画相談支援・障害児相談支援	障害のある方の自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス利用計画・障害児支援利用計画を作成します
		地域移行支援	施設や精神科病院から地域生活へ戻るための相談や支援を行います
地域定着支援		一人暮らしなどの障害のある方に対して相談や必要な支援を行います	
児童発達支援		小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の訓練をします	
障害児通所支援	医療型児童発達支援	小学校入学前の障害のある子どもの日常生活の訓練や治療をします	
	居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障害のある子どもの居宅を訪問し、発達の支援をします	
	放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに、授業の終了後または休業日に訓練などをします	
	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活ができるよう手伝いをします	
地域生活支援	相談支援	困ったことがあるときや、新しくサービスを利用したいときに相談できます。相談は、相談支援事業者 (障がい者サポートセンターい〜な (稲沢市社会福祉協議会内) ☎0587(23)2162・FAX0587(33)4666、障がい者サポートセンターまつのき ☎0587(96)7755・FAX0587(96)7711、障がい者サポートセンターこうのみや ☎0587(22)7110・FAX0587(22)6110、障害者相談事業所いほりの里 ☎0587(35)2000・FAX0587(35)2300)へ	
	意思疎通支援	聴覚障害のある方などに、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います	
	移動支援	ヘルパーが、余暇活動などのための外出の手伝いをします	
	地域活動支援センター	障害のある方の日中活動を支援します (生活上の相談、スポーツ、レクリエーションなど)	
	日常生活用具給付	重度の障害がある方の日常生活用具を給付します	
	日中一時支援	家族に用事があるときなどに、短時間施設を利用できます	
	生活サポート	障害程度区分が非該当の方などに、ヘルパーが日常生活を支援します	
	訪問入浴サービス	寝たきりの方などが、自宅で入浴サービスが受けられます	

障害福祉サービスの利用を

市役所福祉課

☎0587(32)1281
10001519

障害のある方や難病患者などが自立した日常・社会生活を送るよう、さまざまなサービス(左ページ)を提供します(広報紙いざわ7月号「障害者福祉制度の利用」も確認してください)

▼費用 サービス費用の1割を自己負担(上限額の設定や負担軽減の措置があります)

●介護給付・訓練等給付・障害児通所給付

①相談とサービス利用申請
利用希望の場合は、あらかじめ支給申請が必要

②認定調査(児童の福祉サービスは除く)
調査員が家庭を訪問し、生活や障害の状況を調査

③支給決定
審査会の審査・判定に基づき障害程度区分を認定後、介護者の状況、サービスの利用意向などを把握し、支給決定を行う

障害福祉サービスの利用を

市役所福祉課

☎0587(32)1281
10001536

④受給者証の交付
⑤サービス利用計画の作成
必要に応じて相談支援事業者と相談し、サービス利用計画を作成(作成費は無料)

⑥契約とサービスの利用開始
サービス利用計画に基づいて指定事業者や指定施設と契約を結び、サービスの利用を開始

⑦利用者負担額の支払い
指定事業者や指定施設に支払い

●地域生活支援事業
利用には、あらかじめ申請が必要(相談支援を除く)

障害福祉制度の利用を

市役所福祉課

☎0587(32)1281
10001536

●補装具・日常生活用具の給付
身体の障害を補うための補装具や、重度の障害のある方が日常生活を容易にするための日常生活用具の給付を行います。

▼対象・内容 左表(難病患者などの方も対象となる用具もあります) ▼その他 補助できる金額にはそれぞれ上限があり、所得に応じて一部自己負担が必要となります。障害者施策と介護保険施策で共通するサービスは、原則として介護保険施策によるものを優先します。

●難聴児への補聴器購入費の補助
軽・中度の難聴児が補聴器を購入する費用の一部を補助します。

▼対象 市内在住の18歳未満で、次の全てを満たす方
①両耳の聴覚レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象とならない②補聴器の装用で言語の習得など一

定の効果が期待できると医師が判断した

●小児慢性特定疾病児童などへの日常生活用具の給付
小児慢性特定疾病児童などが日常生活用具(特殊寝台など)を購入する費用の一部を補助します。

▼対象 市内在住の20歳未満で、小児慢性特定疾病医療受給者証の交付を受けている方。ただし、障害者総合支援法などの施策の対象となる方は除く

補装具・日常生活用具の給付 対象・内容

	対象	内容
補装具	視覚障害	盲人安全つえ、義眼、眼鏡(特殊なもの)
	聴覚障害	補聴器など
	肢体不自由	義手、義足、装具、車いす*1、電動車いす*2、歩行者・歩行補助つえ、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置など
日常生活用具	視覚障害	拡大読書器、音声式体温計、盲人用時計、電磁調理器、火災警報器、自動消火器、点字図書、点字器など
	聴覚障害	聴覚障害者用通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、火災警報器、自動消火器など
	肢体・言語障害	パソコン周辺機器、火災警報器、自動消火器、携帯用会話補助装置など
	下肢・体幹機能障害	特殊マット、特殊寝台、入浴補助用具、歩行支援用具、体位変換器、居宅生活動作補助用具(住宅改修)、頭部保護帽、火災警報器、自動消火器など
	上肢障害	パソコン周辺機器、火災警報器、自動消火器など
	腎臓障害	透析液加湿器、火災警報器、自動消火器など
	呼吸器障害	酸素ボンベ運搬車、ネプライザー、電気式たん吸引器、火災警報器、自動消火器、パルスオキシメーターなど
	音声・言語障害	人工いんどう、火災警報器、自動消火器など
	ぼうこう・直腸機能障害	ストマ用装具(蓄尿袋、蓄便袋)、火災警報器、自動消火器
	知的・精神障害	火災警報器、自動消火器
本人の状態により対象となるもの	紙オムツ	

※火災警報器、自動消火器は、火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯とこれに準ずる世帯に給付(1世帯当たり2個まで)

*1…基本的に下肢・体幹機能障害1~3級の方が対象

*2…重度の歩行困難者であって、電動車いすを使わなければ歩行機能を代替できない方が対象